

Title	社会民衆党の第一年
Sub Title	The first year of Social democratic party
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.6 (1971. 6) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会民衆党の第一年

中 村 勝 範

一、序

大正十五年（一九二六年）十二月五日に創立された社会民衆党は、昭和二年（一九二七年）十二月五日までに一つの連合会と三十七の支部を結成した。⁽¹⁾これは、ほぼ同じころ政党を結成し、昭和二年十一月下旬に第二回党大会を開催した日本労働党が大会で発表した支部連合会十一、支部数七七、支部準備数二十七という数字から見て、見劣りのするものであつた。また昭和二年秋に行われた地方選挙（府県会議員選挙）の結果を、他の無産政党と比較して見ても劣るものであつた。これらの劣勢は社会民衆党が悠長に構えていたところに原因があつたのであり、潜在勢力は無産政党中で決して劣るものではなかつたはずである。そのことは次の二点からでも明らかである。まず第一に、無産各政党はそれぞれの支持団体を有していたが、例えば労働組合という支持団体で見ると社会民衆党支持の労働組合勢力は抜群であつた。⁽²⁾第二には昭和二年初頭に、各無産政党は衆議院解散、総選挙を予想してその対策を発表したが、社会民衆党が発表した当選確実選挙区と立候補予定者数

は他の無産政党のそれらのものより多かつた。⁽⁴⁾さらに関連して安部磯雄、片山哲、鈴木文治、島中雄三、馬場恒吾といった党首脳部は、日本国民の間においてもかなり名が通つており、それだけでも他の無産政党より有利であつたということも忘れてはならない。このように、社会民衆党は、いくつかの有力な要素を備えながら組織活動では必ずしも活潑ではなかつた。社会主義陣営において後にいわれるようになった「顔」の右派、「行動」の左派といった特徴は、無産政党の結成と同時に存在したのである。顔の右派社会民衆党はまた総同盟を中心とする労働組合の支持を受けて、悠長に構えていたが、それがマイナスとなり組織化は遅れ、そのマイナス面が昭和二年秋の地方選挙で、かんばしくない結果となつてあらわれた。社会民衆党が、自己の行動の悠長さに気づき、反省したのはこの地方選挙後である。地方選挙は九月二十日から十月十日まで行われた。社会民衆党の立候補者が少い点もあつたが、成績は無産政党中最低であつた。⁽⁵⁾十月十九日、社会民衆党は芝協調会館において地方議会対策協議会を開催した。そこで決定された項目の中には「フェア・プレーは非戦闘的であるが故に他の無産党の排撃を主張すること」という一項があつた。フェア・プレーは党首安部磯雄の常々主張するところのものであつた。安部は党創立の時の挨拶でも、七歩の吟を引用して、他の無産政党を非難はもとより、排撃、批判もさし控えるようにと注意したほどであつた。この温厚な態度が、党の組織化を遅滞させ、ひいては地方選挙での不成績を招くことになつたのである。温厚は結構であり、紳士的であることは立派であるが、それが原因で選挙に敗北したのは党の存立を根底から危うくする。昭和二年度は社会民衆党にとつてスタートして二年目の年であるが、実質的には一年目とほとんどかわりなかつた。そのスタート・ダッシュの瞬間に、党の戦術について反省した年であつた。本稿の記述は、その反省の前までの社会民衆党の諸活動に関するものである。

(1) 『社会民衆党五ヶ年闘争史』(昭和七年一月 社会民衆党書記局)附録十四一六頁によれば、昭和二年度末までに連合会の結成をみたのは東京府のみであつたが、支部は北海道(四)、岩手(二)、秋田(一)、宮城(二)、埼玉(一)、千葉(二)、東京(五)、神奈川(三)、富山(一)、長野(二)、岐阜

(1)、滋賀(一)、京都(一)、大阪(六)、兵庫(三)、広島(一)、徳島(一)、高知(一)、熊本(一)の各地で結成された(括弧内は支部数)。

(2) 河野密・赤松克麿・労働党書記局著『日本無産政党史』(昭和六年一月 白揚社 五二頁)。

(3) 社会局編『昭和二年労働運動年報』(三二―四五頁)により「労働組合の思想的分布状況」を紹介すると次のようになる。

思想傾向	組 合 名	組合員数
最右翼 135,000	日本海員組合	70,000
	海員協会	10,000
	海軍労働組合連盟	41,469
	純向上会	4,000
	その他	10,000
右 翼 50,000	日本労働総同盟	30,466
	官業労働総同盟	13,023
	その他	6,000
中間派 33,000	日本労働組合同盟	15,028
	東京市電自治会現実同盟	5,000
	日本労働組合総連合	7,493
	日本黨業労働総同盟	2,001
	日本司厨同盟	2,157
左 翼 39,000	日本労働組合評議会	20,727
	東京市従業員組合	2,000
	日本交通労働総連盟	13,668
	その他	3,000
サンジカ リズム	全国労働組合自由連合会	2,857

右の表の中、社会民衆党は日本労働総同盟、官業労働総同盟が中心になつて結成されたものであり、日本海員組合、海員協会も支持がほぼ約束されてスタートしたのであつた。これは日本労働組合同盟を主体とする日本労働党や、日本労働組合評議会を主体とする労働農民党と比較すると、はるかに強大な組織であつた。

(4) 社会民衆党は昭和二年一月十三日に中央執行委員並びに在京中央委員の連合会を開き第一回総選挙対策の協議をした。そこで社会民衆党の候補者が当選確実な地盤として、東京府の第二区、第四区、第五区、第六区、神奈川県第二区、千葉県第一区、大阪府第一区、第三区、第四区、兵庫県第二区、奈良県(全県一区)、福岡県第四区、和歌山県第三区の十三区があげられた。また立候補者としては安部磯雄(東京第二区)、片山哲(東京第四区)、鈴木文治(神奈川県第二区)、島中雄三、馬場恒吾、古野周蔵、河井栄蔵、松永義雄、宮崎龍介の九名の推薦が決定された。同じ頃、日本農民党は新潟県第一区、山梨県、福岡県第一区、北海道第二区、北海道的四選挙区をあげ、候補者としては北沢新次郎(山梨)、須貝快天(新潟)、阿部乙吉(福岡)の三名があげられた。また労働農民党は奈良県、新潟県第二区、三重県第二区、香川県第一区、第二区、五選挙区と大山都夫、杉山元治郎、布施辰治、上村進の四名があげられた。日本労働党は山形県第二区、栃木県第一区、大阪府第五区、兵庫県第三区、四選挙区と山崎今朝弥、麻生久の名があつた程度であつ

た(社会民衆新聞 第十六号 昭和二年一月二十日)。

(5) 立候補者数 当選者数 得票数

労働農民党 一〇五 一一三 一四、〇八四

日本労働党 三三三 三三三 三七、八五〇

社会民衆党 三〇三 三三三 三七、七八〇

日本農民党 二六四 四三三 三七、六三四

(大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』昭和三年度 三〇三頁)

二、若槻内閣の妥協政治批判

大正十五年一月三十日から昭和二年四月二十日まで、憲政会の若槻礼次郎が政権を担当していた。大正十五年の後半には、政友会と政友本党は朴烈問題と松島遊郭事件をあげて若槻内閣を倒そうとしていたが、大正天皇の崩御によつて政争は一時休止されていた。しかしながら政局の不安はすでにおおむねなかつた。社会民衆党も「ただならぬ不安に包まれた現下の政局は、次第に解散の空気を濃厚ならしめつつある」と総選挙が近いことを予想していた。普通選挙法はすでに大正十四年(一九二五年)五月五日に公布されていたから、ここで衆議院の解散があれば、初の普通選挙による総選挙となるわけである。無産政党は普通選挙法によつて初の議会進出を夢みて勇躍していた。前節で述べたように社会民衆党は、昭和二年一月十三日に第一回総選挙対策協議会を開いていた。

昭和二年一月十八日に第五十二議会が再開され、二十日には政友会と政友本党は朴烈、松島遊郭両事件をもつて内閣不信任案を衆議院に提出した。議会の解散は必至であると思われた。しかし若槻首相は議会に三日間の停会を命じ、直ちに政友会総裁田中義一、政友本党総裁床次竹二郎と、三党首会談を行い、「新帝、新政の初めに当りお互に政治の公明を望むをもつて、今後は各自党員を厳に戒飾して言論を慎み、益々国民の議会に対する信頼を厚くすることに努むべし」との申し合

せを行つた。若槻は新政のはじめに、予算が不成立になることは望ましくないからだといふ、政友会と政友本党とは、議会后に若槻内閣は退陣するものと期待して、不信任案を撤回したといふ。⁽²⁾

若槻、田中、床次三党首の会談は、「一時間に満たざる密室の会見」⁽³⁾であり、田中、床次両総裁がさきの申し合わせを自党の代議士会にもたらずと、「党員は歎呼してこれを迎え、弾劾案は直ちにこれを撤回することとなり、停会後の議会は春風駘蕩、政府及び両院議員は挙げて昼寝の夢をむさぼっている」⁽⁴⁾という有様であつた。野党は右手において政府の頬を殴打し（内閣不信任案）、左手では握手（申し合わせ）という矛盾が行なわれていたのである。この「墮落議會」の存在こそ昭和の新政において許すべからざるものであるとして、社会民衆党は一月二十四日緊急中央執行委員会を開き、次の決議をなした。

決 議

吾等は過般既成政党的三党首によりなされたる議會の解散回避を以て国民監視の下に、陰謀により天下の公器を私したる政治的罪惡なりと認む、吾等は昭和新政の初頭に当り、かくの如き不光明なる欺瞞政治の行われたることを痛憤し、これが責任者たる現両院を弾劾す右決議の趣旨にしたがい、左の三大スローガンを決定し、全国的運動を起すことになつた。そのスローガンは、「陰謀政治の撃破」「墮落議會の弾劾」「解散断行の要求」であつた。

具体的な運動としては、まず一月三十日午後六時から芝公園協調会館において演説会を行うこと、ついで二月十一日（紀元節）に芝公園で民衆大会を開くことを決定した。一月三十日の協調会館における墮落議會弾劾大演説会は、労働総同盟の松岡駒吉の司会の下におこなわれた。安部、片山以下九名の弁士が立ち、三党によつてもたらされた暗黒政治が暴露され、三党と貴族院の結託が痛撃され、民衆政治確立の必要が痛論された。⁽⁶⁾九弁士の演説の内容は、今日われわれは知ることができないが、当時の政情と弁士の演題によつて、その内容を推察することはできる。野党による不信任案提出とそれの撤回の事

情は白木正之氏の手ぎわよい解説に従う。「三党首妥協の真相は、若槻の優柔不断な弱い性格にもとづいているが、裏面で、床次の隠謀が動いたからである。政友会もいま解散されては、困るところがあつたが、とくに政友本党は、憲政会と政友会から挟み打ちされて、現有勢力九十名の代議士中、幾名が残り得るか疑問であつた。政友本党が朴烈問題で政友会と協調したのは、これで脅かしたら、政府が辞職し、政権が床次にくるといふ甘い考えに出ていた。それが勢いで不信任案にまで発展したのであるから、議会の解散は政友本党にとつて不本意であり、内心極度に解散を恐れて、何とか局面を転回しようと思へり、貴族院の研究会をして若槻を動かすべく策動せしめたのである。つまり、研究会が、床次救済に乗り出し、若槻との間に、この三党首会談による妥協の筋書きを書いたのである」⁽⁷⁾、若槻はこれまでの関係から貴族院の研究会の申し込みをむげに断わりきれない事情があり、ここに妥協が成立したのであつた。社会民衆党の側は、もちろんこの政治の裏面についてよく承知していた。そのことは、かれらの機関紙の社説の⁽⁸⁾中においてもうかがわれるし、また機関紙の記事や大演説会⁽⁹⁾における演題からも察知できる。そして、この大演説会で採択された次の決議を見ても暗黒政治の舞台裏がいかなるものであるか知つていたことがわかる。

決 議

民衆を欺瞞し、陰謀を事として墮落救うべからざる貴衆両院を弾劾し、民衆による公明なる議會政治の確立のために普通選挙の即時断行⁽¹¹⁾を期す

社会民衆党の大演説会も、そして決議も当時の政治の裏面の醜悪を鋭く突いていたが、若槻首相の計画を寸分も変更させることはできなかつた。予算案は二月十日に無修正で衆院を通過した。震災手形救済法案、北海道土地処理法案が和氣籠々裡に審議されていたが、それは社会民衆党の立場から見ると「泥棒法案」であつた。貴族院では所有地を高価で国家に売却けんとする小作国有案が作成されていた。現在の議會はついに救うべからざるのみならず、有害無益な存在に化しつゝある

ように思われた。⁽¹²⁾しかし、議会は形骸化しているからといって、これを無視すべきではなく、民衆を代表する議会に生れかわらせることが必要であつた。そのためには一刻も早く議会を解散させて、普通選挙法による選挙が必要であると社会民衆党は考へた。

予算案が衆議院本会議を通過した翌二月十一日、社会民衆党はかねてより予定していた国民大会を芝公園において開催した。午後一時、松岡駒吉が開会を宣言すると、五千の大衆は拍手をもつて応へた。座長に松岡を推し、直ちに演説に入つた。田中小次郎（総同盟革工組合）、松永義雄（党中央委員）、鬼釜茂（神奈川第二支部）、野溝勝（信州交通労働組合）、小山寿夫（党中央委員）、小池四郎（党出版部長）、吉川末次郎（京都第一支部長）、古野周蔵（大阪此花区支部長）、赤松克麿（党宣伝部長）、為藤五郎（党中央委員）、片山哲（書記長）、鈴木文治（中央執行委員）が交々立つて、国民生活に立脚する民衆政治確立の必要を力説した。この国民大会の弁士は、さきに行われた芝協調会館における大演説会の時の弁士に比較して、党中央役員だけによつて占められず、労組代表、支部代表も含まれている幅の広いものであつた。ついで宣言案（片山哲朗読）、決議案（小山寿夫朗読）が提案され、満場一致可決された。宣言には、既成政党三派の妥協は「彼等が全く同一特権階級間の朋党の正体を暴露したものであると同時に、彼等が無産政党に対し何時にても呼応策動して共同の戦線に立ち得る素地を作つたものである事を示す⁽¹³⁾」ものであると決めつけていた。決議は貴衆両院に対する第一決議と東京市会に対する第二決議の二種類⁽¹⁴⁾がなされた。第一決議には普選による新衆議院の成立を期すとしてあつた。両決議は松岡駒吉、片山哲、松永義雄、小山寿夫、赤松克麿の五実行委員が二月十四日に貴衆両院議長と東京市會議長に手交することを決め、十四日たしかに手交された。民衆大会は決議採択のあと、安部磯雄が立ち、金権政治を痛撃して終幕へと近づいていつた。最後に司会者松岡が閉会を宣し、社会民衆党と民衆大会の万歳を三唱して幕を閉じた。

東京で民衆大会を開催した日、社会民衆党北海道第一支部準備会も小樽市において墮落議會弾劾の大会を開催していた。

またそれより早く、二月二日には社会民衆党関西本部は午後六時より大阪市天王寺公会堂において欺瞞政治の撃破を高唱して大演説会を開催した。この大演説会には二千の聴衆が集り盛会であつたが、会は途中から民衆大会に移るべしという動議が起り、民衆大会に切りかえられた。この大会では三箇条からなる決議が採択された。それは東京における決議より簡潔であるが、主張は鋭いものであつた。すなわち、「吾等は民衆の意思を代表せざるブルジョア議會を信任せず」とあり、「政府は議會を解散し、即時普選を断行すべし」とあり、また「既成政党の潰滅を期す」とあつた。⁽¹⁵⁾この中でもとりわけ「ブルジョア議會を信任せず」という文字は、東京の大演説会や民衆大会の決議の中で見ることでできない強い表現であつた。このような強い主張がなせ出てきたのかという理由を考えてみると、関西の民衆大会には党の幹部が出席していなかつたということがあげられると思う。⁽¹⁶⁾党幹部は、一つの表現、一行の字句が党の運命を決定する重要な岐路になることをわきまえているから発言・表現に慎重である。しかし、地方指導者や一般黨員は、自己の発言と党の運命ということについての配慮は、党幹部よりは薄い場合が多い。またそれだけに、地方指導者や下部黨員の発言には、配慮によつて歪曲されない素直な感情がある。党幹部が居並ぶ東京の民衆大会での決議は「我等は腐敗、陰謀、墮落、終に救う可からざる現貴衆兩院を弾劾し」といつたところを、関西民衆大会は端的に、吾等は「現ブルジョア議會を信用せず」といつてのけた。「現ブルジョア議會を信用せず」というのは、民衆の墮落した議會に対する、やるせない感情の的確な表現かもしれないが、議會制民主主義となえてきている社会民衆党の正規の主張からいうとやや不穏当な表現であつた。社会民衆党は現議會には決して満足していないどころか、まさに腐敗、陰謀、墮落の限りをつくしていることを十分承知しているが、それは民衆の意思が正しく表現されていないから起る現象であつて、もし民衆の意思が正当に反映されていたならば文字通り正しい議會になるのだという議會観である。信任せず、といつて否定すべきものでなく、議會はいまだ未発達であるから、われわれが参加することによつて完全な議會に近づくとする考えが社会民衆党のものであつた。関西の民衆大会に現われた決議の一行は、やや不穏当

な点もないではなかつたが、穩健をもつて知られる社会民衆黨員も、「墮落議會」にはついに我慢ができなかつた狀況が、
 みじくも表現されたものであつた。

(1) 「わが党の主張と戦闘精神——来るべき総選挙に対して——」(社会民衆新聞 第十六号 昭和二年二月二十日)

(2) 白木正之『日本政党史 昭和編』(中央公論社 昭和二十四年二月) 八一—九頁。

(3)(4)(5) 社会民衆新聞 第十七号 昭和二年二月五日。

(6) この時の弁士と演題は左の通りであつた(社会民衆新聞 右同)。

- 一、資本家政党の無能
 - 中央委員 松永 義雄
- 一、利権政治と労働階級
 - 官業総同盟 渡辺 善寿
- 一、不信任案撤回の理由を公表せよ
 - 事業部長 小松 寿夫
- 一、資本専制の暗黒政治
 - 宣伝部長 赤松 克麿
- 一、魔術の政治
 - 中央委員 為藤 五郎
- 一、勤労階級と無産階級
 - 書記長 片山 哲
- 一、三党首の妥協と現下の政局
 - 中央執行委員 鈴木 文治
- 一、貴族政治と民衆政治
 - 中央委員会議長 安部 磯雄

(7) 前掲白木正之『日本政党史 昭和編』一〇頁。

(8) 「就中、政友会に一時引きつられながら貴族の陰謀に危く救われて、ホット一息ついた床次君と其の一党の如き、云々」(政治的暗黒を打破せよ——無産階級の任務) 前掲 社会民衆新聞 第十七号)。

(9) 右同紙記事中に「三党と上院の結託を痛撃」したとある。

(10) 安部磯雄の演題は「貴族政治と民衆政治」であつた。

(11) 社会民衆新聞 第十七号。

(12) 社会民衆新聞 第十八号 昭和二年二月二十日。

(13) 宣言の全文を以下掲げる(社会民衆新聞 第十八号 昭和二年二月二十日)。

我等は曩に我國民の大多数を占むる勤勞無産階級を代表して、生存權確立の大旗を陣頭に進むるの日、天下に宣言して、先づ既成政党の仮面を剥ぎ其の打破を誓つた。

果然我等の予言は的中した五十二議會に於ける既成政党三派の妥協は曩に我等が天下に声明した、彼等の正体を遺憾なく暴露したものである。彼等が

国民を売り、民衆を欺き暗中に握手提携したる根本的原因是は、普通選挙に直面して無産階級の政治的自覚に対し共通の恐怖に襲われ、其戦闘準備を完成する為に解散を回避したものであると信ずる。

この事實は彼等が全く同一特権階級間の朋党の正体を暴露したものであると同時に、彼等が無産政党に対し何時にても呼応策動して共同の戦線に立ち得る素地を作つたものである事を示す。

我等は既成政党の此挑戦に対し新興無産階級の強力なる支持を得て、必ず彼等を撃滅し公明なる民衆政治を確立せむ事を期す。

昭和二年二月十一日

社会民衆党主催

民衆大会

(14) 二種類の決議は左の通りであつた(右同)。

決議

(第一)

我等は腐敗、陰謀、墮落、終に救ふ可からざる現貴衆両院を弾劾し、速に解散を断行して、真に民意を代表する新衆議院の成立と貴族院盲動を絶滅を期す。

(第二)

我等は東京市会が特許会社と結托し市民の生活を無視して、その膏血を搾り、少数資本家の利益を計らむとする陰謀を排撃し市會議員の即時辞職を勧告す。

昭和二年二月十一日

社会民衆党主催

民衆大会

(15) 右同。

(16) この大会で演説をした主たるメンバーを見ると関西本部常任委員中井弥六、此花区支部長古野周蔵、西淀川支部長河井栄蔵、大阪第一支部長田萬清臣、兵庫第二支部長佐々木健助らであり、あとは一般黨員であつた(右同)。

三、労働組合法案修正の要求

若槻内閣はその末期の昭和二年三月一日に労働組合法案を衆議院に上提した。それは前年に議院に提出し、審議未了で不

成立に終つた法案と同じものであつた。この法案は、労働組合の健全なる発達を計るよりも、むしろその取締りに急である立法であるという見解をとつた社会民衆党は、二月十七日の中央執行委員会で修正を要求することを決定した。修正は、次の七点にわたつておこなわれるべきことを明らかにした。⁽¹⁾

一、組合連合体を法認すること

二、組合員制限を撤廃し、合同組合を認めること

三、法人規定の全部を削除すること

四、労働組合は一切の賠償責任を負わざること

五、軍人軍属に関する規定を削除すること

六、裁判によるに非ざれば会議の取消、規定の変更、解散その他一切の処分をなし得ざること

七、本法の労働者は頭脳労働者をも包含すること

七項目からなる修正案が決定された理由につき検討しなくてはならないが、この問題に関しては社会民衆党の中央委員松永義雄が、当時、党機関紙上で見解を述べているので、それを紹介するのが最も同党の見解を正しく伝えることになる。この方法により、同党の労働組合法案批判を以下叙述する。⁽²⁾

まず一と二につき松永は次のように説明する。すなわち「労働組合の組織の如きも固より労働組合の団結的威力を弱めんとするもので、組合員を同一又は類似の職業又は産業の労働者を以て組織せられる合同組合を否定し、其上にも尚組合の連合を排斥して、今日の労働組合の現状を無視し、只法の形式的力を以て自然に発達し行く労働組合を極めて狭い鑄型に当嵌め、益々資本を集積して、其横暴を逞しうしつゝある資本家及企業家の放恣の前に潜伏せしむることを目的としている」という。合同組合の不許可は、小企業に働く労働者の組織化を妨げることになり、それだけ労働者の団結力を規制できる。ま

た、組合の連合を認めないということは、各組合を孤立化させることを目的とし、労働者が連合して強大な組織を作ること
を妨げようとするものである。労働組合を保護し、その発達を政府が考えるならば、合同労組を承認し、組合の連合体を法
認しなければならぬが、政府は逆の方法をとろうとしていた。

三の法人規定を全部削除することに關し、松永は次のように説明する。法案は、労働組合を法人とし、これに依つて民法
の法人の規定を准用し、登記、公告、理事の責任の規定を羅列し、労働組合の自治的活動を阻害しようとしているのだ、と
いう。「従つて労働組合に対し法人格によりて責任を負わしむる便宜を得て、組合の貧弱なる財産に致命的打撃を加えて、
組合圧迫の一方策に利用することは、労働組合を法人たらしむる本来の魂胆であつて組合の理事其他の代理人が其職務を行
うにつき他人に生ぜしめたる損害を賠償するの責任を組合に負わしめて居る」ことになる。

四の労働組合は一切の賠償責任を負わないようにするためには、労働組合の法人化もまた法人規定も全部削除すること
である。そのことによつて理事その他の代理人自身には不法行為による責任を負わしめても、これらの代理人の行為が労働組
合のためになされたとき、これによつて生じた損害は一切組合または組合員に負担せしめないことにしなくては組合の確実
なる発達は期待し得ないのである。

六の裁判によらざれば一切の処分を為し得ざることというのは、法案の第十七条及第十八条において、法令に違反し、ま
たは公益を害するときは行政官庁はこれを取消することができるという規定及び第十九条において安寧秩序を紊し公益を害す
る時は主務大臣が労働組合の解散を命ずることを得という規定への批判である。なぜならば「公益」とか「安寧秩序」とい
う言葉の意味は漠然としており、いかようにも解釈可能である。この規定により一片の行政処分をされるのでなく、裁判に
よらなくては一切の処分はないことを明記すべきであるというのである。

七の頭脳労働者も労働者に含むという修正についてはここで説明する必要はないだろう。以上六項目にわたる修正は今日

では問題なく解決しているが、第五項目の軍人軍属に対して労働組合の組合員たるの資格を勅令を以て奪取しようという法案の規定を削除しようという修正案は今日でも実現できていない。

既述したように、この法案は大正十五年二月九日、第五十一議会に一度提出されたものであつた。若槻首相は提案趣旨について次のように説明していた。すなわち、労働問題解決のためには一面において工場法、健康保険法のような労働者保護の立法をすると共に、他方労働者が自助的手段によつて、その経済的地位の向上を図ることを認めなければならぬ。労働組合は労働者がその地位を改善する目的をもつて組織するものであるが従来わが国ではこれに対する法制はならぬ。労働組合は、放任されたままである。しかるに近時組合の発達が著しく増加し昨年（大正十四年）六月末には組合数五百、その組合員二十三万余人に上り、産業的にも社会的にも、組合の地位は頗る重要となつてきた。この情勢に照して見ると、今日労働組合に関する法律を制定して、法律上労働者の団結を公認すると共に、労働組合運動に依るべき基準を与えてその運動をして努めて秩序的ならしむることが緊要であると認めたのが立案上提の趣旨だといふのであつた。

若槻首相の述べたように、労働組合の発達は著しいものがあつた。しかし提案された労働組合法案はその内容からいつて労働者の立場に立つて、その成長をはかるというものではなかつた。激増する労働組合におそれ、抬頭する労働者階級に畏怖して、これへの「対策」的なものであつたという要素が強い。社会民衆党は、その対策的、取締り的な要素の修正を要求した。議会外にあつて言論を通じての要求だけでは修正は困難であるから、同党は二月二十四日、麻布飯倉の親隣館に衆議院各派の少壮代議士を招き、茶話会を開催して社会民衆党側から、政府提出の労働組合法案の欠点の指摘と修正の必要性が説明された。この時、出席した少壮代議士及び社会民衆党側の顔ぶれは次の通りであつた。³⁾

衆議院各派——（憲政会）杉浦武雄、比佐昌平、加藤鯛一、（政友会）山口義一、星島二郎、（政友本党）岩切重雄、花園三四郎、児玉実良、（新正倶楽部）清瀬一郎、田崎信蔵、湯浅凡平

社会民衆党——片山哲、松永義雄、宮崎亀介、小池四郎、小山寿夫、松岡駒吉、三木治郎

出席した代議士は修正案の成立に努力することを申し合わせたが、第五十二議会においても、この法案は審議未了で流産してしまつた。労働組合法案が議会に初めて上提されたのは大正十年（一九二一年）の第四十四議会においてであつた。それ以来、毎年、法案は提出されたが、昭和十三年（一九三八年）まで「審議未了」はつづいた。その間約二十年近くのあいだに、その年数を上回る法案が提出されたが、それはゼスチュアだけで終つてしまつた。さきにも述べた通り、労働組合法案は、抬頭する労働者への抑圧的な面もたしかにあるが、もともと無力な者に対しては抑圧ということはありません。力のある者に対する時、人はなんらかの妥協か、譲歩の覚悟がなくして、ただ力だけの圧迫ということとは不可能である。したがつて政府から労働組合法案が提出されるということは、そこに政府側の譲歩が当然に含まれている。この政府の譲歩妥協に對する圧力が、政府の法案成立に對する意思を上回つた時、法案は常に流産する。戦前の労働組合法案に関する限り、大正十年以来、政府の意思は、これを押し潰そうという外からの圧力より常に弱かつたことを意味する。昭和二年の労働組合法案に對して、無産政党中もつとも真剣にとり組んだのは社会民衆党であつた。社会民衆党が、この法案に對して努力しなくてはならぬ理由は、当時のわが国における労働組合勢力のうち、もつとも強大な部分が同党を支持していたからであつた。

(1) 前掲『社会民衆党五ヶ年闘争史』十五頁及び『社会民衆新聞』第十九号（昭和二年三月六日）。

(2) 松永義雄「労働組合法案批判」（社会民衆新聞 第十九号）。

(3) 『社会民衆新聞』第十九号及び前掲『日本労働年鑑』第九卷三二六頁。

四、中国革命への対応

社会民衆党の昭和二年における国内政治に對する対応についてはなお多くの検討しなくてはならぬ点があるが、後日にゆずるとして、本稿の最後に、この頃、中国大陆で進行していた革命に對する社会民衆党の反応を考察してみよう。

一九二四年（大正十三年）一月広東において開かれた中国国民党第一次全国代表大会を契機として勃発した中国の国民革命は次第に発展し、一九二七年（昭和二年）三月には、抗州、上海、南京をはじめ長江以南の各省は革命軍の支配下に置かれるようになった。

社会民衆党は夙に中国国民革命に深甚なる同情と共鳴を寄せていた。中央執行委員会は支那問題対策委員会を設け調査にあたらせることになった。中国国民党の領袖呉鉄城（労働組合運動の指導者、国民革命軍第十七師長、広東衛戍司令官の要職にあつた）⁽¹⁾が病氣療養のため来日した機会に支那対策委員は二月九日に呉鉄城を訪問し、約二時間にわたり意見の交換をした。三月三日の中央執行委員会では、「我等はわが国政府が对支政策に關し飽く迄不干渉主義を固守せんことを要求す、依つて我等は政府が支那に出兵することを絶対に反対す」⁽²⁾という決議をした。

中国革命に対して社会民衆党が同情と共鳴を感じたのは、これを他国の問題としてではなく、我国自身の問題と考へたからである。「今日、旧き支那が亡んで新しき支那が起らんとする形勢は、旧き日本を打破して、新しき日本を建設せんとする我国社会運動に取つて極めて重大なる現象である」⁽³⁾と考へたのである。

中国革命を我身に照らして見た社会民衆党は、帝國主義打破を標榜する隣国の革命を当然だと是認するだけではなく、わが国支配階級が中国に対して多年にわたり侵略主義をおこなつてきたこと、そしていまなお陰に陽におこないつつあることにメスを加える。「武力を以て支那を侵略する時代は過ぎて真に両国の民衆が自主的立場に立ち相依り相助けることによつて、両国民衆の生存権を確保すべき時代は来たのである。我国は一時的不利益があつても将来に於ける永久的利益のために、支那の反帝國主義運動を理解し、且つ支持する所が無ければならない」⁽⁴⁾といい、まことに文字通り深甚の理解を示していた。

中国革命における対外的には帝國主義の打倒、国内的には民衆を抑圧している支配階級の打倒という中国国民党による路

線には共鳴した社会民衆党も、その革命が「第三インターナショナルの指導下」において行われることには賛成できなかった。一九二七年三月には長江以南の各省は革命軍の支配下に置かれる情勢にあつたが、同じころ漢口、武漢を占領した共産系革命軍は次第に国民党と別行動をとるようになっていた。社会民衆党は、中国革命の中で独自の相貌を明確にしていく中国共産党に対しては警戒心を抱いていた。社会民衆党はその立党の過程から特徴づけられることは、共産党や共産主義に対する鋭い批判的態度である。社会民衆党は、中国革命は中国民衆の自主的立場においてなされるべきものであつて、ロシアを盟主とする「世界革命的企業」である第三インターナショナルの指導によつて行われてはならないという見解を持つていた。

三月二十四日、蒋介石の国民革命軍が南京に入城した際、日本領事館員が暴行を受け、海軍々人は無抵抗で武装解除された⁽⁵⁾が、それは主として共産派分子によつて行われたものであつた。社会民衆党は三月三十一日、中央執行委員会で「われらは貴国の革命が飽くまで三民主義に立脚する国民党の自主的統制の下に達成せられんことを切望す⁽⁶⁾」というメッセージを送ることを決議した。これは南京事件に対する抗議であると同時に、中国革命は国民党による三民主義にそつたものであるべきであつて、中国共産党によるものであつてはならないという強い願望がこめられている。またそこには、もし中国革命の過程で、これ以上、共産党が進出してきたら、若槻(首相)、幣原(喜重郎外相)ラインによつて、中国への干渉が押えられてきたが、その時はその限界を越えるだろうという予測もあつた。日本の中国への干渉を避けさせるためには、国民党による革命でなくてはならないと社会民衆党は考えていたのである。ここから、南京事件は共産派の策動であるということを強調する決議文が出てくるのである。

社会民衆党は四月二日に、「当然の大勢」である国民革命運動の「自主的統制の下に達成」せらるべきを「希望し且つ支持する」こと、及び南京事件は「共産派の策動に出づるもので」我国がこれを理由にして「武力干渉」をおこなうことには

絶対に反対であること、「我等は今後三民主義に立脚する中国国民党と提携し、全東洋の無産階級解放運動のために健闘せん」という決議文を外務省、陸海軍省、既成政党に手交し、同時に同趣旨のメッセージを中国国民党に送った。⁽⁸⁾

社会民衆新聞にはその第二十二号の一面トップに「支那国民革命の進展／三民主義を擁護して／国民党活動を開始す／共產党各地に駆逐さる／わが党の期待に呼応する／新形勢の展開」という六行からなる大活字の見出しのついた記事がある。

つづいてやはり中国革命に関する記事が二つある。一つは「大衆の／指導を確立せよ／叛党分子を一掃する／国民党の任務」というものであり、いま一つは「国民革命の／妨害者を排撃す／南昌に於ける／蒋介石の演説」という見出しの記事である。この三つの記事で第一面の五分の二のスペースが占められている。記事の内容は多岐にわたる。革命運動の動向がもちろん記述されているが、その基調は「共產党各地に駆逐さる」という方向においてとらえられ、「わが党の期待に呼応する」ように進展しているという書き方であることは、その見出しだけでもわかる。中国革命はわが国の問題であると社会民衆党はいつたが、中国革命の進み方はわが党の進み方と一致しなくては落着かなかつた。なぜならばそれは、社会民衆党の立党の精神からも当然のことではあるが、また共產主義的な方法においてではなく、「わが党」の方針において革命が成功することは、社会民衆党の国内における今後の消長に直接影響があるからでもあつた。

若槻内閣が総辞職した。先述した通りこの内閣は一貫して中国への不干涉を基本方針としてきた。その内閣が倒れて、政友会の田中義一総裁が政権を担当することになつたが（四月二十日）、社会民衆党は政友会の持つ権道的政治に警告を発する声明を発表した。その声明の中には、政友会はことに「対支政策に関しては支那国民の希求に反して北方軍閥との提携に汲々とし政策上今日の行き詰りを生じたる責任者である」と糾弾していた。⁽¹⁰⁾このような政党が政権についたということは、中国への干渉の条件がととのつたことである。南京事件について漢口でも、わが国の水兵が暴行をうけた事件があつたが、ここでも若槻内閣は不干涉政策をつづけた。この対華不干涉政策は無産政党や労働組合にとつては好評であつたが、一

般には柔弱外交といわれ非難された。ことに枢密院における評判は悪く、若槻内閣の崩壊は対華外交政策も重要な一つの要素であつた。このような背景があつて生まれた田中内閣であり、政友会の伝統的な性格もあつて、中国への干渉が社会民衆党によつて察知されても不思議はなかつた。

はたせるかな五月二十八日、田中内閣は二千の兵を山東に出兵することを決定した。社会民衆党は、田中内閣の山東出兵を直ちに批判した。そこには、中国共産党内において盲動をするものがあり、その内部的抗争の余沫が飛んで南京事件のごとき不祥事を誘発したことはまことに遺憾であるとあつた。ここにも共産党の盲動を挙げることによつて、陰に国民党には罪がないのだといおうとしている。それにもかかわらず、国民政府の責任ある当局は、日本人の生命財産を保全することにおいて万遺憾なき措置をとることをその都度声明してきたのであるから、わが国はそれを信頼してやらねばならぬはずである。ところが、山東出兵の挙に出たことは必ずや中国民衆の怒りを買うことになり、それが排日運動となり排貨運動となるだろう、という批判であつた。⁽¹¹⁾

中国革命支援の心情は、社会民衆党だけに限らず、労働農民党にも日本労農党にもあつた。これらの無産政党は、中国革命を日本の問題として考えるという点では社会民衆党と同じであつた。中国への不干渉を訴えることも三党共通であつた。しかしながら、社会民衆党は中国革命の中の共産党の動きに敏感であつたという点において、他の無産政党と異り、そこに社会民衆党の本質が如実に表現されていた。ともあれ、社会民衆党を含む無産政党の中国への不干渉の呼びかけは実らなかつた。無産政党の声はするが、まだ国会にも地方議会にも無産政党の実態は登場していなかつた。このような無産政党では、三党首会談の裏面を衝き、労働者のための法案修正を迫り、隣国との対等の外交という正論をとなえても、政治を変更する力はまだない。無産政党は、まず地方選挙で一步でも前進しなければならなかつた。四カ月後にその地方選挙が迫つていた。

- (1) 前掲『社会民衆新聞』第十八号。
- (2) 右同紙 第十九号。
- (3) (4) 「支那国民運動の進路——その自主的發展を支持せよ」(『社会民衆新聞』第二十号 昭和二年三月二十日)。
- (5) 岩波書店『近代日本総合年表』(一九六八年十一月)二七〇—二頁。
- (6) 前掲白木『日本政党史』昭和編 一八頁。
- (7) 前掲『日本労働年鑑』昭和三年版三二—六頁。
- (8) 前掲『社会民衆党五ヶ年闘争史』一六—七頁。
- (9) 昭和二年四月二十日。
- (10) 『社会民衆新聞』第二十三号 昭和二年五月一日。
- (11) 『社会民衆新聞』第二十五号 (昭和二年六月一日)。